

男女共同参画副読本

みんなイキイキ

高校生向け



皆さんはまもなく保護者のもとから自立していきます。
この本は、性別にとられない自分らしい生き方をして欲しいという願いを込めて作りました。

もくじ

① 自分らしく生きていこう	1
② 人とかわる自分を考えよう	2
③ 学ぶ自分を考えよう	3
④ 働く自分を考えよう	4
⑤ 家族と自分を考えよう	5
⑥ 社会の中の自分を考えよう	7
⑦ えがいてみよう自分らしい生き方	10
○ 人と人とのよりよい関係をつくるために ...	13

(資料)

- ・男女共同参画社会を築くための主な取組
- ・男女共同参画をより知るための用語解説
- ・秋田県の現状～男女共同参画社会の実現に向けて～
- ・相談窓口

秋田県・秋田県教育委員会



1 自分らしく生きていこう

自分らしく生きていくために

「男だから、女だから」「男なのに、女なのに」という考えが、自分自身の思いや願いより優先する時がありませんか？

自分の気持ちを自分でしっかり聴きながら、自分らしさとは何かを考えていきましょう。

自分のことを知っていますか？

あなたは自分のことをよく知っていますか？周囲の人はあなたのことをよく知っていますか？友達や家族が、あなたの気づかない「自分」を知っているということもあるでしょう。自分も他人もまだ気づいていない「自分」があるかもしれません。

ワーク

自分発見ゲーム

(やり方)

- 男女合わせて4人くらいのグループを作ります。
- 右の質問について回答者は自分の答えを、それ以外の人は回答者がどう答えるかを想像して答えを書きます。
- あまり深く悩まずにひらめいたことを書きましょう。
- 回答者を交代して全員でやってみましょう。

質問

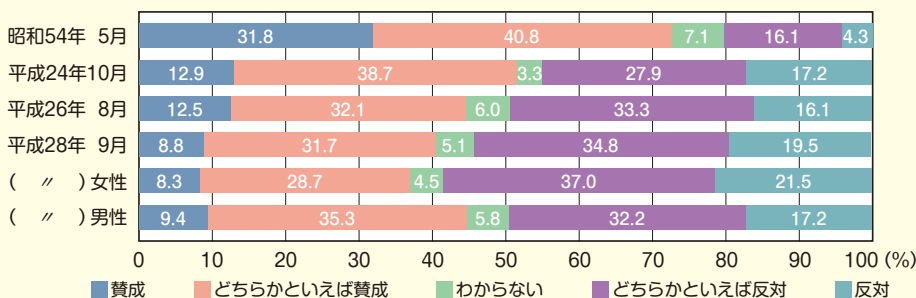
- 自分の性格をひと言で言うと？
- これまでで一番がんばったことは？
- 今がんばっていることは？
- これからやってみたいことは？

- あなたが知っている自分を相手も知っていましたか？
- あなたが知らなかった自分を発見しましたか？

性別によって役割は決まっている？

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどう思いますか？

【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



「男は仕事、女は家庭」という考え方について、昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、賛成する人の割合は減少傾向にあります。平成28年調査では賛成する人の割合は過去最少となり、反対する人の割合は過半数を超えています。また、男女別にみると、男性よりも女性の方が反対する人の割合が多くなっています。

出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)

2 人とかがわる自分を考えよう

交際中の2人の会話をケースに、人とのかかわり方を考えてみましょう。

ワーク① 交際中の2人の気持ちと関係を考えよう

高校生2人の会話から考えてみましょう。
グループになって話し合ってみましょう。

- 1 A、Bそれぞれの気持ちを考えてみましょう。
 - ・ Aの気持ち
 - ・ Bの気持ち
- 2 A、Bの、この時の関係を考えてみましょう。
 - ・ どちらの気持ちが優先されているでしょうか？
 - ・ 2人の関係は対等ですか？
 - ・ 2人の関係はどのような関係でしょうか？

A：B、今日の服派手だなあ。
B：えー。これ今年の流行だよ。
すっごく気に入って買ったんだ。
A：そんなことにお金使うなんて、考えられない。
色も好きじゃないし。
B：似合ってるからいいじゃん。
A：そんなの着るなって。わかった？
B：そんな・・・。

もし、人との関係で辛くなったり、どうしたらよいか分からなくなったりしたら、あなたはどうしますか？また、友達から相談されたら、あなたはどうしますか？

ワーク② 相談する人・される人の気持ちを考えよう

Bは親しい友達Cに相談しました。
B、Cの会話から考えてみましょう。

- 1 Cのせりふで気になるところがありますか。
それはどうしてですか？
- 2 CはBの相談に対してどのようにしたらよかったと思いますか？

B：最近、Aさあ、派手な服だとか自分の好きな色じゃないとか、いちいちうるさいんだよね。
C：BにはA好みの服着てほしいんだよ。
B：そう言われても・・・。
C：Aのカノジョ（カレシ）なんだから当たり前でしょ。
B：・・・

交際相手とよりよい人間関係を築いていくために、どんなことが大切でしょうか？
友達のよりよい相談相手になるためには、どんなことが大切でしょうか？

3 学ぶ自分を考えよう

自分が進みたい方向を確認しよう

少し立ち止まって、自分が進みたい方向をもう一度確認してみましょう。

ワーク

あなたが好きなこと・得意なこと・あこがれの職業は何でしたか？

1 小さかった頃のことを思い出してみましょう。

保育園・幼稚園の頃

小学校1、2、3年の頃

小学校4、5、6年の頃

中学校の頃

好きだったことは？

夢中になっていたことは？

得意だったことは？

なりたかった職業は？

	夢中になったことは			
	好きだったこと	夢中になったこと	得意だったこと	なりたかった職業
保育園・幼稚園の頃				
小学校1、2、3年生の頃				
小学校4、5、6年生の頃				
中学校の頃				

小さい頃からの自分を思い出して、気付いたことや考えたことを書きましょう。

ワークシート高1

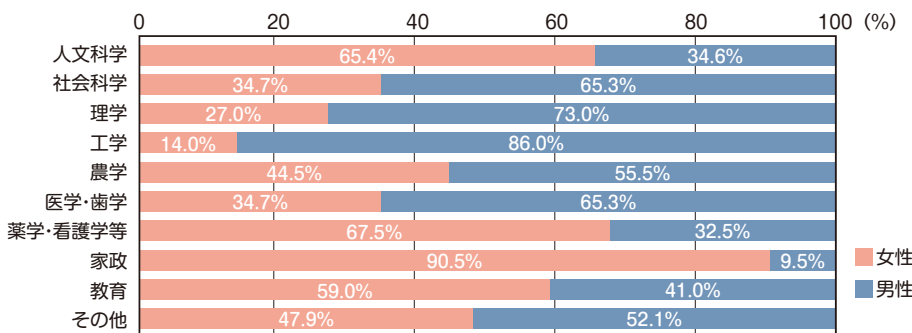
2 夢中になるきっかけはどんなことでしたか？

3 グループになって話し合ってみましょう。

女は文系・男は理系!?

1 下のグラフを見て気づいたことを話し合ってみましょう。

【専攻分野別に見た学生(学部)の男女割合】



進学先を分野別でみると、人文科学分野を専攻する男子学生や理工系分野を専攻する女子学生が少ないなど、性別による偏りがみられます。

出典：文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)

2 理工系分野を専攻する男子学生が多い理由、女子学生が少ない理由を考えてみましょう。

3 自分がこれまで興味・関心があったことはどんなことでしたか？現在、興味・関心を持っていることはどんなことですか？上のグラフを見ながら考えてみましょう。

4 働く自分を考えよう

あなたにとって働く目的は何ですか？

あなたにとって働く目的は何ですか？理想の仕事はどのような仕事ですか？
自立するために、これから働くということを、より具体的に考えていきましょう。
自分は何をしたいのか、どのような働き方をしたいかを大切にしながら考えていきましょう。

働く目的 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成28年)より
お金を得るため(53.2%)
生きがいを見つけるため(19.9%)
社会の一員として、務めを果たすため(14.4%)
自分の才能や能力を発揮するため(8.4%)

理想の仕事 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成28年)より
収入が安定している仕事(60.9%)
自分にとって楽しい仕事(57.6%)
自分の専門知識や能力が生かせる(39.4%)
健康を損なう心配がない(32.0%)

あなたにとってどのような働き方が理想ですか？

ワーク

理想の働き方を考えてみましょう

自分にとっての働く目的と理想とする仕事から、どのような働き方がしたいかを考えてみましょう。

いつ働く？ 仕事をやる時間数や時間帯	例えば) 平日8時間土日休み 夜間 日中4時間 週3日… 自分だったら⇒
どこで働く？ 働く場所	例えば) 会社 自宅 自然の中 屋外 人のたくさんいるところ 外国… 自分だったら⇒
何をする？ 仕事の内容	例えば) ものをつくる 人と接する 研究 企画 管理 体を動かす… 自分だったら⇒
どのような働き方をやる？	例えば) ひとつのところで長く働く 自分だったら⇒
プライベートはどうする？	例えば) 趣味を楽しむ 家族との時間を大事にする 仕事中心で余暇はない… 自分だったら⇒

ワークシート高2

5 家族と自分を考えよう

あなたはどのような家庭をつくりたいですか？

将来、家庭をつくるとしたら、どのような家庭かを想像してみましょう。

誰と一緒に住んでいますか
どのような毎日を過ごしていますか
休みの日には何をしていますか
家事の分担はどのようにしていますか
あなたの家庭をひと言で表すと _____ な家庭

未来の家庭を紹介しましょう。

家族と自分を考えるとき、どのようなことが大切なのでしょう？

ワーク

○○さん一家のマイホームを建てましょう

- [] 家の人たち
- ・ (役) 氏名 _____
 - ・ () 氏名 _____
 - ・ () 氏名 _____
 - ・ () 氏名 _____
 - ・ () 氏名 _____
 - ・ () 氏名 _____
- [] 家では、マイホームを購入することになりました。どのような家にしたらいいか家族会議が開かれます。
- 購入するのは家族みんなが住む家1軒。
 - 予算に制限はなしとします。

- 1 グループごとに家族を自由に決めてそれぞれ役を決めましょう。
- 2 家族一人一人が自分が欲しい家を考えましょう。
- 3 家族全員が自分の意見を持って話し合って決めましょう。
- 4 発表しましょう。
どのような家に決まりましたか？
間取りや設備の特徴は？
誰が話し合いを進めましたか？
- 5 家族役の一人一人が話し合いの感想を発表しましょう。

話し合いを通して気づいた、家族にとって大切なことをまとめてみましょう。

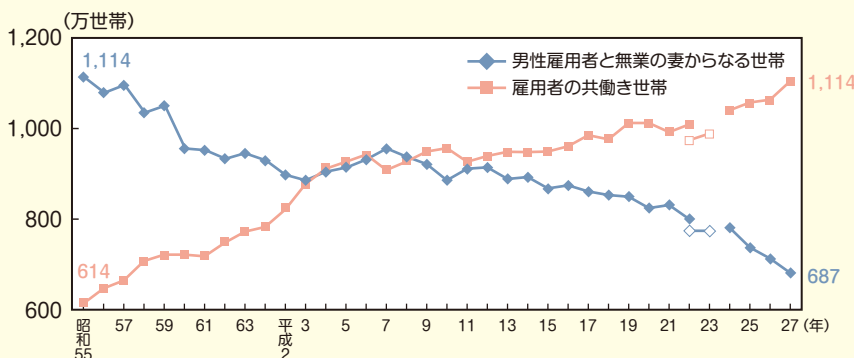
ワーク・ライフ・バランスについて考えてみましょう

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に添った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいいます。

働く自分を、ワーク・ライフ・バランスの視点から考えていきましょう。

共働き世帯の増加

【共働き等世帯数の推移（全国）】



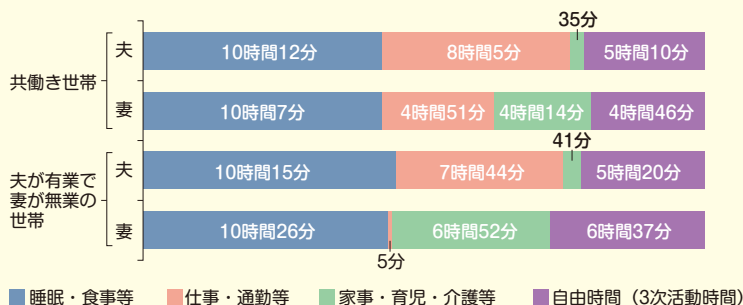
共働き世帯は昭和55年から増加を続け、平成9年以降は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を上回り、平成27年には約1.6倍まで増えています。

出典：総務省「労働力調査特別調査」（昭和55年～平成13年）、「労働力調査（詳細集計）」（平成14年以降）

※平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

男性の家事・育児・介護等にかかわる時間

【夫婦の生活時間】

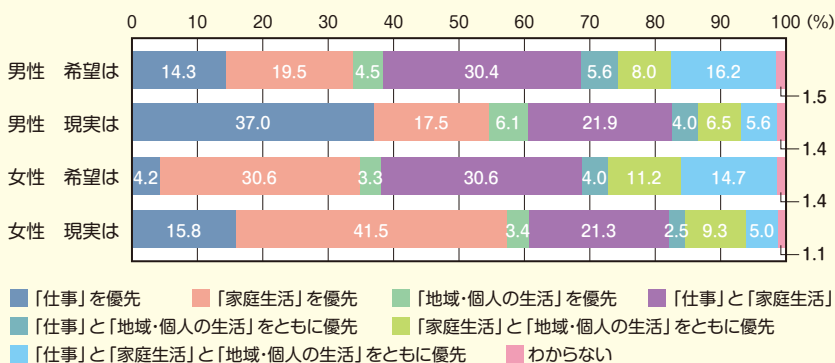


共働き世帯が増える中、男性の家事・育児・介護等にかかわる時間は、共働き世帯であっても35分程度と非常に短いです。

出典：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

仕事と生活どちらを優先させたい？

【ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実】



「仕事」と「家庭生活」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する人の割合は、男女ともに半数以上ですが、現実には「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先している割合が高くなっています。

特に男性で希望と現実のギャップが大きくなっています。

出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年9月）

6 社会の中の自分を考えよう

男女平等な社会を目指して

私たちは日本国憲法の下、男女平等で一人ひとりが個人として尊重される社会の中で生きています。そして、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例など、様々な法律や条例も男女の平等を目指しています。

日本国憲法（※条文の一部です）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。

第14条第1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

男女共同参画社会基本法
（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

意思決定の場での男女の平等

国や地方の政策、会社の経営方針から町内会の活動まで、私たちの社会は様々な意思決定によって動いています。

このような意思決定の場への女性の参画をいかに進めていくかが、一つの大きな課題です。

ワーク

無人島に持って行くものを決めましょう

学校の体験活動でクラス全員が無人島で1週間生活することになりました。

島に持って行くものを、グループで話し合っ

て決めましょう。生活に必要な衣・食・住のすべてで、予算や大きさに制限はありませんが、10品しか持って行くことができないこととします。

まず、できるだけたくさんリストアップしてください。そして、その中から10品を選んでください。

1 グループは5つの種類に分けます。

- A 男子だけ
- B 女子だけ
- C 男子の中に女子1人
- D 女子の中に男子1人
- E 男女同数

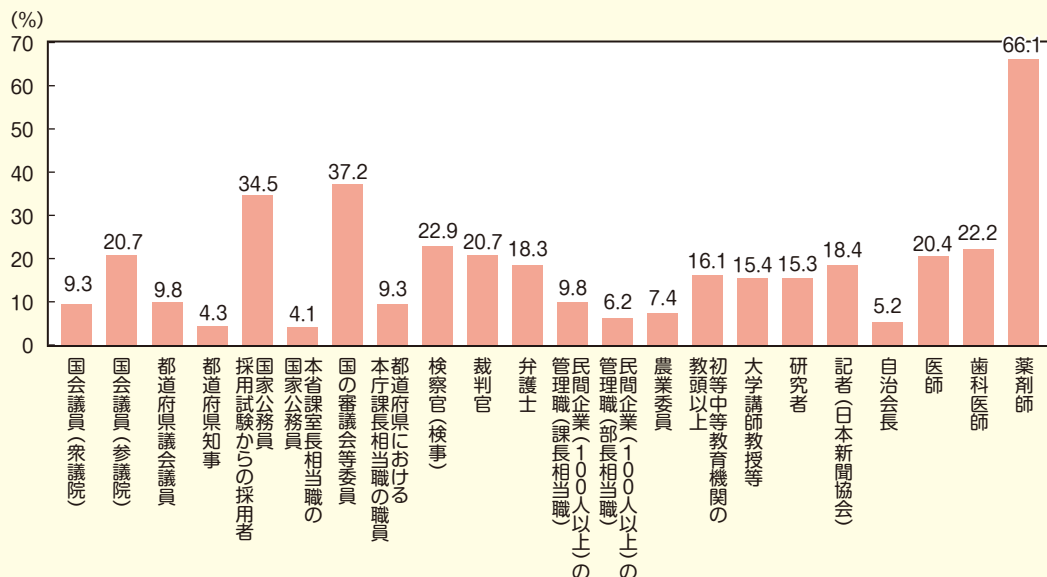
2 それぞれのグループで話し合います。リストアップする制限時間は10分、10品に決める時間は5分間とします。

3 グループごとに話し合いの経緯と決まった内容を発表しましょう。

女性の社会参画の状況

【各分野における「指導的地位」に占める女性の割合】

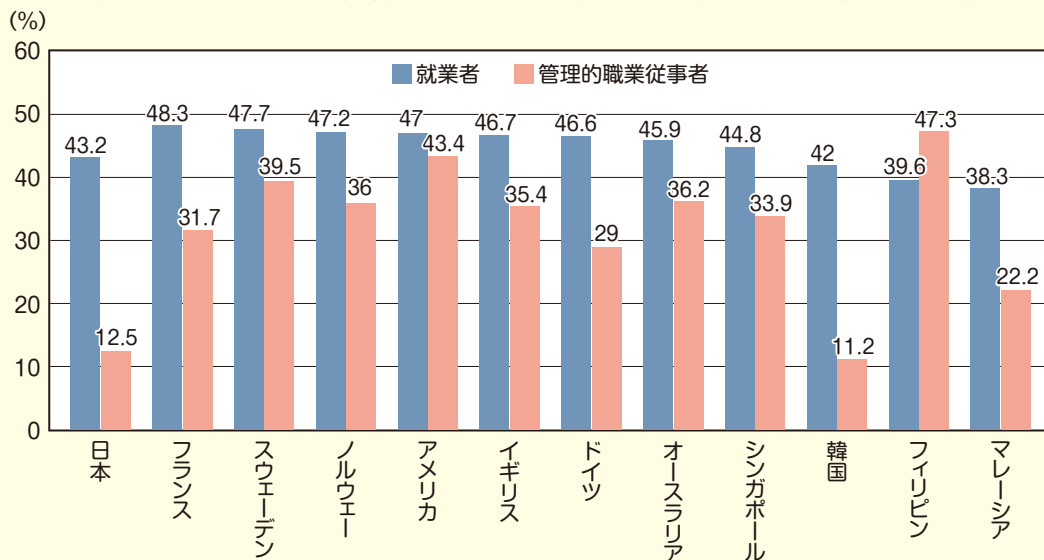
我が国では、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度とする目標を設定しています。その割合は依然として低いものの緩やかに上昇しており、政府が定める30%の目標を達成している分野も出てきています。



出典：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成28年度)

【就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)】

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的にみても低いのが現状です。



出典：総務省「労働力調査」(平成27年)、ILO「ILOSTAT」

※日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー及びイギリスは平成27年、アメリカは平成25年、その他の国は平成26年の値。

女性活躍推進法 (正式名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

働く場面において、女性の力が十分に発揮されているとはいえない現状を改善し、女性の職業生活における活躍を推進するための法律が成立し、平成28年4月から完全施行されました。この法律により、女性の登用を促すため、国や地方公共団体、大企業等に女性の活躍推進に向けた数値目標などを盛り込んだ行動計画の策定・公表が義務付けられています。

また、「女性の活躍推進企業データベース」(厚生労働省)が開設され、企業における女性の活躍状況に関する情報を簡単に調べることができるようになりました。

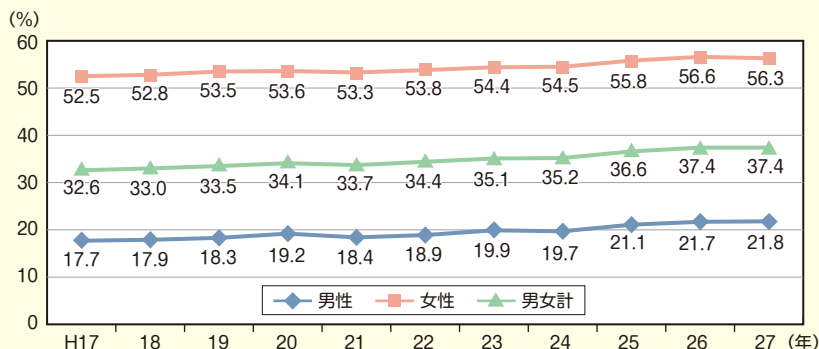


働く場での男女の平等

もう一つの大きな課題は、働く場での男女の平等の確保です。

男女の雇用形態・雇用形態による給与格差

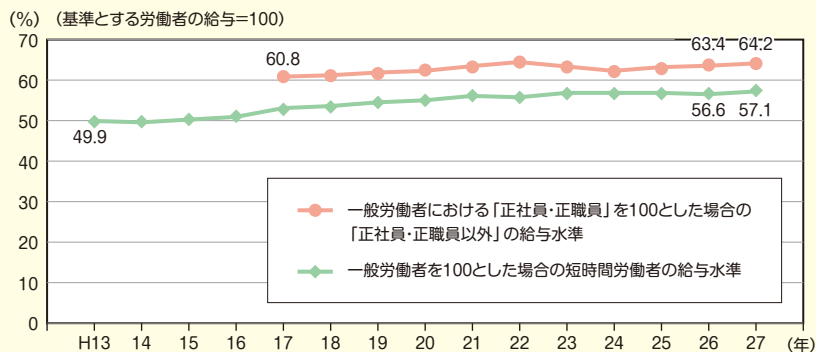
【非正規の職員・従業員の割合の推移（男女別、男女計）】



非正規の職員・従業員の割合は、男女とも上昇傾向にあります。男性が2割程度であるのに対して、女性は5割以上の方が非正規の職員・従業員として働いています。

出典：総務省「労働力調査」

【雇用形態・就業形態間の1時間当たり所定内給与格差の推移（男女計）】



非正規の職員・従業員の給与水準は、一般労働者における正規の職員・従業員の給与水準を100としたとき、64.2と低くなっています。

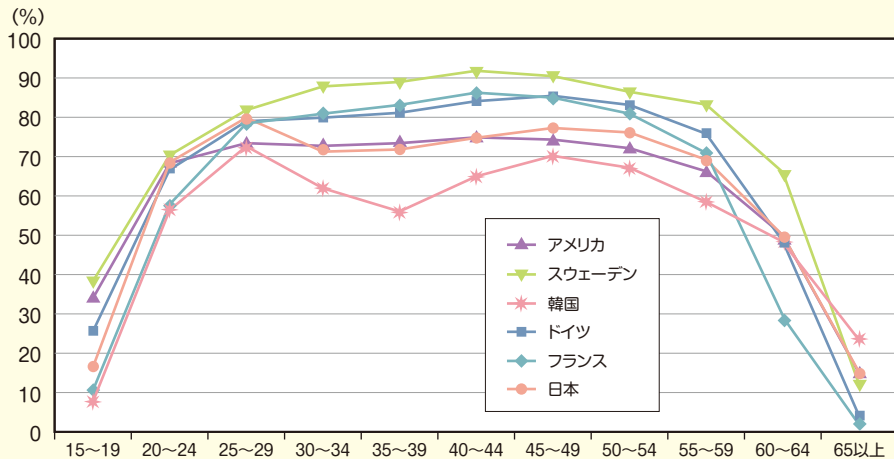
また、一般労働者の給与水準を100としたとき、女性が約7割を占める短時間労働者の給与水準は57.1となっています。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

なぜ、このような違いが生じるのか、考えられる原因を話し合ってみましょう。

日本の女性は働き続けるのが困難!?

【各国の年齢階級別女性労働力率】



働く女性の率を見ると、日本と韓国では、30歳代で労働力率が落ち込み、40歳代で再び上昇しているのが分かります（グラフの形がアルファベットのMに似ていることから、M字カーブと呼ばれています）。

これは、出産・育児によって仕事を辞めざるを得ない女性が多いことを示しています。M字カーブは欧米では見られず、日本においては管理職に就く女性が少ないことや、男女間の賃金格差の要因にもなっています。

出典：総務省「労働力調査」（平成27年）、ILO「ILOSTAT」
※日本、フランス、韓国及びアメリカは平成27年、その他の国は平成26年の値。

なぜ、M字カーブが発生するのかについても、考えられる原因を話し合ってみましょう。

自分で選ぶ自分の生き方

進路を考える参考として、先輩たちの生き方や働きやすい企業の取組を紹介します。

マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ琴丘店 店長 さ さ き あ き こ 佐々木 明子 さん

Q どのような仕事をしていますか。

マックスバリュ琴丘店の店長をしています。お客様が買い物しやすい売場づくりや売上などの数値管理、人手が足りない売場のサポートやスタッフの心のケアなど、店舗運営に関する全てのことに関わるとても責任のある仕事です。

Q この仕事の魅力を教えてください。

お客様のニーズは常に変化していくので、それに応えるサービスを常に追求していくことがこの仕事の面白さだと思っています。「ここまでやれば良い」ということがないので、それが次から次へと自分のやる気を上げるきっかけになっています。

Q 仕事と生活を両立する上で大切なことはなんですか？

琴丘店の店長に着任してから単身赴任をしています。家族の理解に感謝するとともに、仕事の日と休みの日の気持ちのオンとオフの切り替えをしっかりと行うよう心掛けています。

Q これから進路を考える高校生へのメッセージを。

失敗を恐れないこと。私も何度も失敗をしましたが、様々なことを経験することによって、次の自分のステップにつながりました。

「自分は自分」という気持ちを持つこと。何かに頼ってばかりだと自分を見失ってしまうときがあります。周囲に流されずに、自分の考えを大切にしてください。

限界を決めないこと。私自身も「限界」という言葉を使わなくなってから、行動も変化し、前よりも積極的に物事に取り組めるようになりました。皆さんにも自分の限界を決めずに、自分の可能性を広げていてもらいたいです。



弁護士法人北斗法律事務所 弁護士 まるやま さよこ 丸山 紗代子 さん

Q 現在、どのような仕事をしていますか。

秋田市で弁護士をしています。弁護士といえば、裁判のイメージがありますが、その他にも、パソコンで書面を作ったり、依頼者や相手方、裁判所と打合せをしたり、刑事被告人と接見したり、検察官とやり取りをしたりと、多くの案件を同時にこなす毎日です。弁護士会で、ボランティア的な活動もしています。

Q 弁護士になろうと思ったのはいつですか。きっかけも教えてください。

高校生の時、身近な人が職場での過労などで亡くなる体験をして、それを社会に活かしたいと考えて弁護士になりました。

Q 弁護士の仕事の魅力を教えてください。

弁護士の使命は、人権を守り、社会の正義を実現することです。人生の一大事に法律を用いて向き合う専門職です。働くスタイルは様々で、法律事務所に勤める、独立開業する、企業や自治体で働くなど、ライフステージに応じた働き方を選ぶ機会があります。子育てをしながら仕事に励む女性弁護士もいます。

Q これから進路を考える高校生へのメッセージを。

皆さんが「嬉しいと感じること」や「悩んだ経験」は何でしょうか。その喜びや苦しみを誰かのために活かせる仕事を探してみてください。焦らなくても大丈夫です。



作・編曲家 ha-j さん

Q 音楽家を目指したきっかけは？

父親が中学校の吹奏楽の顧問だったり、母親が保育士でよく童謡を口ずさんだりして、幼少の頃から音楽が身近にありました。僕が高校生のとき、同郷の菅原弘明（作・編曲家）さんが大変活躍されていて感銘を受けたのも大きな要因です。

Q プロになるために努力したことは？

誰しも得意なことは伸びるのが早いですが、僕は自分の長所だと思ったことを徹底して訓練しました。反面、苦手な部分はあまり頑張らない性格になってしまったので時折困っていますが（笑）。

Q 夢を叶えるために必要なことは何ですか？

興味と適性だと僕は考えています。興味があれば苦難を苦難と思わずに乗り越えることができるでしょう。適性がなければどんなに好きなことをしていても幸せへの道は遠くなるでしょう。

Q 秋田の高校生にメッセージを。

何かを叶えたいって思うときがありますよね。入試に合格したい。いい会社に入りたい。好きな人に振り向いて欲しい。叶ったらそれはもちろん素敵ですが、もし結果が伴わなくても悲観しないでください。叶えようと本気で頑張った時間こそが、あなたの自信となり財産となるのですから。

一朝一夕で叶う夢なんて価値はありません。誰も見ていなくても、コツコツ頑張っているときにぜひ「カッコいいぞ、俺（私）」と声に出してみてください。



社会福祉法人秋田県民生協会（秋田県男女イキイキ職場宣言事業所）

Q どのような事業所ですか？

障害者支援施設や特別養護老人ホーム、保育所などを運営しています。短時間勤務の職員を含めると、職員数は男性237名、女性359名の596名です。

Q 男女がともにイキイキと働くための職場の取組を教えてください。

- ・時間単位で取得できる有給休暇制度は、育児や介護等と仕事が両立しやすいと好評です。また、男性職員も育児休業が取得しやすいように制度を周知しています。
- ・産前・産後休暇はともに8週間で、女性の育児休業取得率と休業後の職場復帰率は100%です。子の出生時に、特別有給休暇（4日以内）を取得する男性職員も増えており、産み育てやすい環境づくりに務めています。
- ・女性の長所を業務に反映させるため、管理職への登用も進めています。現在、施設長12名中4名、施設長補佐17名中7名が女性です。その他にも係長や主任として、女性が多く活躍しています。

Q これから働く高校生へのメッセージを。

どんな仕事も決して一人で仕事しているわけではありません。職員同士が互いに助け合い協力することが大切です。また、元気にイキイキと働くためには仕事も健康も自己管理し、時には趣味や特技を生かして心や体を解放しリフレッシュすることも必要です。



人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくためには

人と人とのよりよい関係をつくっていくことは、将来にわたって自分の人生を豊かにすることにつながります。好きな人ができて交際することをイメージしてみましょう。「楽しい」「うれしい」「幸せ」などイメージされることでしょう。でも実際には、交際相手に対して「こわい」「つらい」と感じている人もいます。それはなぜなのか、どうしたら交際相手とすてきな関係をつくっていくことができるのか考えてみましょう。

デートDVとは

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的に配偶者や恋人・パートナーなどの親密な関係にある者から振るわれる暴力のことをいいます。

DVは大人だけの問題ではありません。社会に出る前の高校生や大学生のカップルの間でも、親密な関係になると大人のDVと同様のことが起きています。そのことを「デートDV」と呼びます。

デートDVは、相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を押しつけたりする「力による支配の関係」になっていることが根底にあって起こります。

交際相手との間で、暴力の加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係をつくっていくことは、将来的には配偶者からの暴力を防ぐことにもつながるのです。

デートDVは親密な間柄で起こる暴力です

デートDVという暴力とは、身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、言葉の暴力、性的暴力もいいます。

身体的暴力

- 殴る。蹴る。
- 強く腕をつかむ。頬をつねる。
- 髪や耳などを引っ張る。
- 殴ろうとしておどす

…など

精神的暴力

- 何を言っても無視する。
- 携帯電話の履歴（電話・メール）を勝手に見たり、無断で削除したりする。
- 自分以外の異性と会うことを制限する。
- 相手の行動をいつもチェックする。…など

言葉の暴力

- 「お前はバカだ」
- 「何でそんなこともできないんだ」
- 「そんなこともわからないのか」「デブ」「ブス」
- 「お前は俺のいうことを聞いていれればいいんだ」

…など

性的暴力

- キスやセックスを強要する。
- 相手が望んでいないのにアダルトビデオやいやらしい雑誌を見せる。
- 避妊に協力しない。

…など

このような暴力の加害者にも被害者にもならないために大事なことは何かを考えてみましょう。

3つの大事なこと

暴力を認めない

自分のことを大切にする

相手のことも大切にする

交際相手との関係だけでなく、自分と関わる人との関係においてとても大事なことです。加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係をつくっていくことが大切です。

誰かに相談しましょう

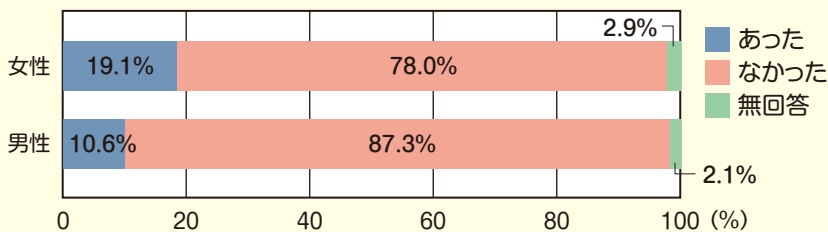
交際相手との関係に、何かおかしいと感じることがあったり、実際に被害にあっていたら、できるだけ早く相談しましょう。

大切な自分を取り戻すために、あなたの気持ちを分かってもらうために、友達や親、先生など誰かに相談することは大切です。

また、友達が被害にあっているのではと感じたら、声をかけて話を聴いてあげてください。

交際相手から被害を受けたことがありますか？

【交際相手からの被害経験の有無】

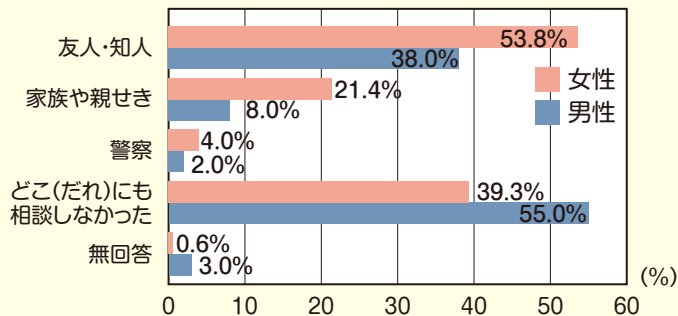


調査によると、女性の19.1%が、男性の10.6%が、交際相手からの被害（身体的暴行、心理的暴行、経済的圧迫、性的強要）を受けたことが「あった」と回答しています。

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）

交際相手から被害を受けたとき誰に相談しましたか？

【交際相手からの被害の相談先】



相談した人の中では、女性、男性ともに「知人・友人に相談した」と回答した割合が最も多く、次いで「家族や親せきに相談した」と回答した割合が多くなっています。

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度）

○人と人とのよりよい関係をつくるために知っておいてほしいこと

【ハラスメント】

セクシュアルハラスメント（セクハラ）は職場などでの「性的いやがらせ」のことです。

男性から女性だけでなく女性から男性、あるいは男性から男性、女性から女性という場合もあります。

セクハラ以外にも、モラルハラスメント（モラハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、アカデミックハラスメント（アカハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）などの問題があります。

様々な場面で関わる人たちの間の「いやがらせ」「いじめ」のことですが、いくつかのハラスメントが同時に起きていることが多くみられます。

【ストーカー行為】

ストーカー規制法によるとストーカー行為とは同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うことをいいます。

「つきまとい等」とは、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話、連続した電話・ファクシミリ、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害などの行為をいいます。

不安を覚えたら迷わず相談しましょう。

男女共同参画社会を築くための主な取組

自分の年齢	年	秋田県、日本、世界の主なできごと	解 説
	1945年(昭和20年)	普通選挙法改正 (日本)	婦人参政権の付与
	1947年(昭和22年)	日本国憲法施行 (日本)	
	1975年(昭和50年)	国際婦人年 (世界)	目標：平等、発展、平和
	1976年(昭和51年)	国連婦人の10年(～1985年(昭和60年))(世界)	国際婦人年の目標達成のために努力することを提唱
	1979年(昭和54年)	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 (世界)	女性へのあらゆる差別の撤廃
	1985年(昭和60年)	女子差別撤廃条約批准 (日本)	
	1986年(昭和61年)	男女雇用機会均等法施行 (日本)	働く場での男女平等、妊娠・出産後の健康の確保
		改正労働基準法施行 (日本)	女性の就業制限の緩和等
	1992年(平成4年)	育児休業法施行 (日本)	労働者に対する育児のための休業制度
	1993年(平成5年)	中学校での家庭科男女必修の実施 (日本)	
	1994年(平成6年)	高校での家庭科男女必修の実施 (日本)	
	1995年(平成7年)	育児休業法改正 (後に育児・介護休業法に改称) (日本)	介護休業制度の法制化
	1999年(平成11年)	男女共同参画社会基本法施行 (日本)	男女共同参画社会実現のための方向や責務等を明記
	2000年(平成12年)	男女共同参画基本計画策定 (日本)	
	2001年(平成13年)	秋田県男女共同参画推進計画策定 (秋田県)	
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 (日本)	配偶者からの暴力の防止と被害者の保護
	2002年(平成14年)	秋田県男女共同参画推進条例施行 (秋田県)	
	2005年(平成17年)	男女共同参画基本計画 (第2次) 策定 (日本)	
		次世代育成支援対策推進法全面施行 (日本)	子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備
	2006年(平成18年)	新秋田県男女共同参画推進計画策定 (秋田県)	
	2007年(平成19年)	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 (日本)	仕事と生活のバランスのとれた社会の実現をめざす
		県内全市町村にて男女共同参画計画策定 (秋田県)	
	2010年(平成22年)	第3次男女共同参画基本計画策定 (日本)	
	2011年(平成23年)	第3次秋田県男女共同参画推進計画策定 (秋田県)	
	2015年(平成27年)	第4次男女共同参画基本計画策定 (日本)	
	2016年(平成28年)	第4次秋田県男女共同参画推進計画 (秋田県女性活躍推進計画) 策定 (秋田県)	
		女性活躍推進法全面施行 (日本)	女性の職業生活における活躍を推進

男女共同参画をより知るための用語解説

男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>	
人権	<p>人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利をいいます。 人権にはいろいろなものがありますが、特に大切なものとして、あなたが個人として尊重されるということや、性別などによって差別されないということがあります。人権は憲法によって保障されています。</p>	
固定的性別役割分担意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。 「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>	
イクメン	<p>子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性。または、将来そうなりたいと考えている男性のことです。育児にもっと関わりたいという男性が多くなっており、制度改正によって男性が育児休業をとりやすくなっていますが、実際に育児休業を取得する男性は少ない現状です。 こうした中、国では「さんきゅうパパプロジェクト」として、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促進し、男性の家事・育児への参画を促す取組を行っています。</p>	
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	<p>誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に添った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいいます。</p>	
イクボス	<p>部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリア（仕事の経験）や人生を応援しながら、仕事の成果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことをいいます。</p>	
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	<p>男女が社会の中で対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいいます。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p>	
秋田県男女イキイキ 職場宣言事業所	<p>男女がともに個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場づくりに取り組むことを宣言し、県と協定を結んだ事業所のことです。</p>	
リケジョ＝理系女子	<p>理系分野の大学などで学んでいるか進学しようとしている女性。理科で勉強する内容に興味関心がある女性もいいます。 特に、大学などで理学や工学などを専攻する女性はとて少なく、女性研究者も諸外国に較べてとて少ない現状です。 こうした中、産学官が連携して、女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進する取組「理工チャレンジ（リコチャレ）」が進められています。</p>	

秋田県の現状 ～男女共同参画社会の実現に向けて～

働く場での女性の活躍

- 働く女性の割合
(女性の有業率 (15～64歳)) 66.3% (全国14位)
- 子育てしながら働く女性の割合
(25～44歳の育児をしている女性の有業率) 68.0% (全国7位)
- 管理職に占める女性の割合
(管理的職業従事者に占める女性の割合) 8.6% (全国44位)



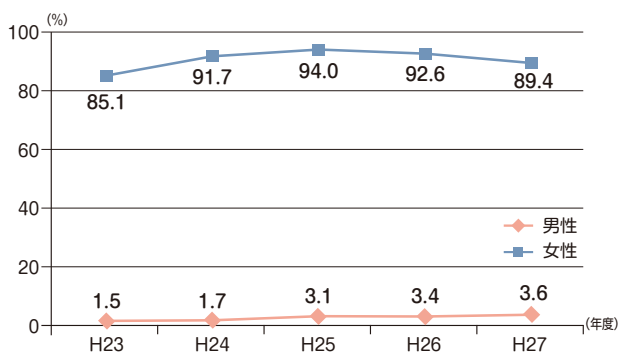
出典：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

秋田県では、働く女性の割合は多いですが、管理職として働く女性の割合は全国の中でも低い現状です。

職場での女性の活躍を進めていくためには、短時間勤務など多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画など、女性が個性と能力に応じて活躍できる環境を整えていく必要があります。

男性の家事・育児・介護等への参画

育児休業取得率の推移 (男女別)



出典：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」(平成27年度)



男性の育児休業取得率は上昇傾向にあります。女性と比べると、まだまだ低い水準のままです。

職場や地域活動など、女性が活躍できる分野を広げていくためには、家事・育児・介護などの家庭生活に、男性がより主体的に取り組んでいくことが大切です。そのためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性も女性も仕事と家庭を両立できる環境を整えていく必要があります。

男女共同参画センター

県民のみなさんに男女共同参画についての関心を高め、理解を深めてもらうため、県が設置した施設です。男女共同参画に関する様々な情報や学びの機会を提供しています。図書などの貸出も行っています。ぜひご利用ください。

■開館時間

平日：午前9時～午後9時 土日・祝日：午前9時～午後5時
(※休館日：12月29日～1月3日、北部・南部は毎週木曜日)

■北部男女共同参画センター (大館市馬喰町48-1)

■中央男女共同参画センター (秋田市中通2-3-8 アトリオン6F)

■南部男女共同参画センター (横手市神明町1-9)

参考 男女共同参画にかかわる法令

女子差別撤廃条約	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対するあらゆる差別を撤廃するために、1979年に国連で採択され、日本では1985年に批准された条約。 ○政治、社会、経済、文化などのあらゆる分野において、男女の平等を基礎として、人権及び基本的自由を保障することを目的とし、締約国が、適切な措置をとることが述べられています。
男女雇用機会均等法	<ul style="list-style-type: none"> ○働く場において、男女を平等に取り扱うこと、女性の労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることを目的として制定された法律。 ○募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において女性差別の禁止などが定められています。
男女共同参画社会基本法	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、誰もが性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会を実現するために、国や県、市町村、国民全てが、果たさなければならない役割を定めた法律。 ○基本理念として、次の5つをあげています。 <ol style="list-style-type: none"> 1 男女の人権の尊重 2 社会における制度または慣行についての配慮 3 政策等への立案及び決定への共同参画 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際協調
秋田県男女共同参画推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるように、男女共同参画推進の方向を明らかにし、事業者、県民、市町村と協力しながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために定められた条例。 ○基本指針として、次の7つをあげています。 <ol style="list-style-type: none"> 1 男女の人権の尊重 2 社会制度・慣行の中立化 3 政策立案・決定過程への共同参画 4 家庭生活の相互協力等 5 生涯を通じての健康な生活 6 国際協調 7 連携協力
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	<ul style="list-style-type: none"> ○人権の尊重と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律。 ○配偶者からの暴力について、通報、相談、保護、自立支援等の体制整備を定めています。秋田県内には6カ所の配偶者暴力相談支援センターが設置されています。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	<ul style="list-style-type: none"> ○育児、介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られることを目的とした法律。 ○労働者から育児や介護の申し出があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを企業側に義務づけるとともに、休暇の取得などを理由に、労働者を解雇することを禁じています。 ○子どもの1歳の誕生日まで育児休業を取ることができます。また、両親が共に育児休業を取得するなど条件を満たす場合は、1歳2ヶ月まで延長することができます。（パパ・ママ育休プラス） ○その他、子の看護休暇や深夜業の免除など両立支援のための制度が明記されています。
次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ○急速な少子化や家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応して、次代の社会を担う子ども達が、健やかに生まれ、育てられる社会をつくっていくことを目的とした法律。 ○国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにするとともに、国や地方公共団体や事業主が、次世代育成支援のための行動計画を定め、国民が関心と理解を持って協力していくよう定めています。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの意思によって働く、又働こうとする女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律。 ○国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、国や地方公共団体、事業主（労働者数301人以上）に対して、女性の活躍推進のための行動計画の策定・公表を義務づけています。

相談窓口

一人で悩まず相談しましょう

交際相手との関係に悩んでいたら

○ハーモニー相談室 (月～土 10:00～17:00)	☎018-836-7846	秋田県中央男女共同参画センター
○レディース通話110番 (月～金 8:30～17:00) ※夜間・休日は本部当直で受け付けします	☎0120-028-110	秋田県警察本部
○女性ダイヤル相談 (月～金 8:30～21:00、 土日祝 9:00～18:00) ※12/29～1/3はお休みです	☎018-835-9052 E-mail: jyosou@pref.akita.lg.jp	秋田県女性相談所

家庭やいじめ、自分のことなどで悩んでいたら

○すこやか電話 (月～金 8:30～17:00)	☎0120-37-7804 相談専用フリーダイヤル	秋田県総合教育センター
○子ども・家庭110番 (24時間・毎日) 「でんわ相談よい子に」	☎0120-42-4152 E-mail: soudan@mail2.pref.akita.jp	秋田県中央児童相談所
○やまびこ電話 (月～金 8:30～17:00) ※夜間・休日は本部当直で受け付けします	☎018-824-1212	秋田県警察本部 少年サポートセンター
○子どもの人権110番 (月～金 8:30～17:15)	☎0120-007-110	秋田地方法務局

男女共同参画副読本 高校生向け

みんなイキイキ

- 発行 平成29年3月(初版 平成24年3月)
秋田県・秋田県教育委員会

- お問い合わせ先
秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課
〒018-8570 秋田市山王4丁目1-1
TEL 018-860-1555
FAX 018-860-3895
E-mail persons@pref.akita.lg.jp

